高浜町母親クラブ活動費補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は高浜町補助金等交付規則（平成15年6月16日規則第6号）に定めるもののほか、家庭教育を通じて子どもの健全育成を行っている母親クラブに対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

1. 補助金の交付対象クラブは別表１に定めるクラブとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

1. 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
2. 補助対象経費は、活動及び運営に要する経費とする。
3. 補助金の額は、別表２に定める額を基本とし、その年度の予算の範囲内で交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

* 1. 政治活動又は営利活動を目的とした事業
  2. 高浜町暴力団排除条例（高浜町平成23年12月21日条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同上第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものを利する事業。
  3. その他町長が適当でないと認めた事業。

（交付申請）

1. 規則第6条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。
2. 交付申請書（様式第1号）
3. 事業実施計画書
4. 収支予算書
5. その他町長が認めた書類

付　則

この告示は令和3年５月２７日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この告示は令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この告示は令和5年５月８日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 母親クラブ名 | 所属保育所 |
| 和田保育所スマイルクラブ | 高浜町立和田保育所 |
| 認定こども園cocokaraスマイルクラブ | 高浜町立認定こども園cocokara |
| 青郷保育所スマイルクラブ | 高浜町立青郷保育所 |
| 内浦保育所スマイルクラブ | 高浜町立内浦保育所 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 基本額 | 1クラブにつき35,000円 |
| 加算額 | 所属児童1名につき1,500円 |

備考

１．加算額の算定に用いる児童数はそのクラブが所属する当該年度の4月1日現在の登録児童数による。